

菊池市公告第90号

地方税法第20条の2及び菊池市税条例第18条の規定により次の書類を公示送達します。

なお、この公示送達する書類は、当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年8月17日

菊池市長 江頭 実

[illegible]